

## < JIS マーク表示制度に関する解釈集 >

本解釈集は、認証指針 JIS の規定事項や技術的課題に係る運用解釈として定めたもので、JIS 認証における共通のガイドラインといたします。

医療安全用具 手動車いすにおいて JIS 認証の対象範囲とするオプションの取扱い

2009 年 9 月 18 日

JIS 登録認証機関協議会

### **設問**

手動車いすは、使用者の利便性向上のため、ノーパンクタイヤ、ボンベ架け等の多種多様なオプションから要望に合うものを選択し、装着（又は同梱）した状態で出荷する場合があります。

手動車いすの JIS 認証を取得する場合、これらのオプションは、認証の対象範囲に含まれるか。

### **解釈**

1) オプションには、次のものが考えられる。

選択可能な構造体：手動車いすの構造体の一部を構成するもの（例：ハンドリム、ノーパンクタイヤ、シート、フットサポート等）

附属品：手動車いすに付加して使用するもの（例：シートベルト、ボンベ架、テーブル等）

2) 出荷時に上記 1) に該当する部品を取り付ける場合は、手動車いすの構造体の一部なので、装着した状態で認証の対象とする。

3) 上記 1) に該当する附属品を取り付ける場合は、手動車いすの構造体ではないので、装着しない状態で認証の対象とする。

なお、附属品を装着したときの安全性の確保については、認証取得者の判断で行うことが肝要。

以上